



鳥取県公報

平成15年12月26日(金)
号外第174号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(33)(給与課)..... 1

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第33号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅行命令簿等の提示)</p> <p>第7条 旅行命令権者は、<u>旅行命令等(条例第4条第6項の規定によるものを除く。)</u>を発し、又は変更した場合には、速やかに支出担当職員等に当該旅行命令簿等の提示(当該旅行命令簿等の提示に代えて当該旅行命令簿等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを含む。)をしなければならない。</p> <p>(口頭による旅行命令等の要件等)</p> <p>第7条の2 <u>条例第4条第6項の規定による旅行命令等(次項において「口頭による旅行命令等」という。)</u>は、当該旅行が日常の業務として行う出張のための内国旅行である場合に限り、これを発し、又は変更する</p>	<p>(旅行命令簿等の提示)</p> <p>第7条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、速やかに支出担当職員等に当該旅行命令簿等の提示(当該旅行命令簿等の提示に代えて当該旅行命令簿等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを含む。)をしなければならない。</p>

ことができるものとする。この場合において、旅行命令権者は、用務、用務地、旅行の方法及び旅行の年月日（次項において「用務等」という。）を明らかにしなければならない。

- 2 口頭による旅行命令等を発した場合は、用務等（当該口頭による旅行命令等を変更した場合にあっては、当該変更後のもの）を記録した文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成し、及び保存しなければならない。

（旅行命令簿等の記載事項）

第8条 条例第4条第7項の人事委員会規則で定める旅行命令簿等の記載事項は、次のとおりとする。

（1）～（3）略

別表第4（第17条関係）

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準（1）～（15）略

（16）職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に限る。）が用務地が県内である県外における旅行をした場合には、条例第18条第1項に定める日当定額又は条例第24条第1項第2号に定める県外における旅行に係る旅行雑費の額と同項第1号に定める県内における旅行に係る旅行雑費の額との差額を支給しないものとする。

（17）警察本部地域課鉄道警察隊及び交通部高速道路交通警察隊の職員が行う県外の地域における旅行であって、県内における旅行に相当する旅行として警察本部長の申請に基づき人事委員会が別に定めるものについては、条例第18条第1項に定める日当を支給しないものとする。

（18）略

（19）職員が長期間にわたる研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行をした場合には、旅行雑費、日当及び宿泊料について、条例で定めるそれぞれの額と任命権者の申請に基づき人事委員会が別に定める額との差額を支給しないものとする。

（20）略

（旅行命令簿等の記載事項）

第8条 条例第4条第6項の人事委員会規則で定める旅行命令簿等の記載事項は、次のとおりとする。

（1）～（3）略

別表第4（第17条関係）

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準（1）～（15）略

（16）職員が用務地が県内である県外における旅行をした場合には、条例第18条第1項に定める日当定額又は条例第24条第1項第2号に定める県外における旅行に係る旅行雑費（以下「県外旅行雑費」という。）の額と同項第1号に定める県内における旅行に係る旅行雑費（以下「県内旅行雑費」という。）の額との差額を支給しないものとする。

（17）警察本部地域課鉄道警察隊及び交通部高速道路交通警察隊の職員が行う県外の地域における旅行であって、県内における旅行に相当する旅行として警察本部長の申請に基づき人事委員会が別に定めるものについては、条例第18条第1項に定める日当定額又は県外旅行雑費の額と県内旅行雑費の額との差額を支給しないものとする。

（18）略

（19）職員が長期間にわたる研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行（県内における旅行であって宿泊を伴わないものを除く。）をした場合には、旅行雑費、日当及び宿泊料について、条例で定めるそれぞれの額と任命権者の申請に基づき人事委員会が別に定める額との差額を支給しないものとする。

（20）略

第2条 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」とい

う。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第4(第17条関係)</p> <p>第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準 (1)~(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 職員が長期間にわたる研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行をした場合には、日当及び宿泊料について、条例で定めるそれぞれの額と任命権者の申請に基づき人事委員会が別に定める額との差額を支給しないものとする。</p> <p>(19) 略</p>	<p>別表第4(第17条関係)</p> <p>第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準 (1)~(15) 略</p> <p>(16) <u>職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に限る。)</u>が用務地が県内である県外における旅行をした場合には、<u>条例第18条第1項に定める日当定額又は条例第24条第1項第2号に定める県外における旅行に係る旅行雑費の額と同項第1号に定める県内における旅行に係る旅行雑費の額との差額を支給しないものとする。</u></p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 職員が長期間にわたる研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行をした場合には、<u>旅行雑費、日当及び宿泊料について、条例で定めるそれぞれの額と任命権者の申請に基づき人事委員会が別に定める額との差額を支給しないものとする。</u></p> <p>(20) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第75号)第2条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

